

別記様式（第 4 項関係）

## 不適切な事務処理等発生報告書

作成日	令和 3 年 4 月 2 2 日
報告部課	くらし安心部地域安全課

## 1 概要

事案名	防犯灯電気料金の支払手続の誤りについて
発生日時	令和 2 年 4 月 1 6 日（木）※口座支払日
認知日時	令和 2 年 4 月 2 0 日（月） 1 2 時 4 5 分
発生場所	地域安全課（防犯協会事務局）
事案概要	<p>地域安全課が事務局を務める秦野市防犯協会（以下「防犯協会」という。）において、市内に設置している防犯灯の維持管理を行っているが、その電気料金の支払は、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東京電力 E P」という。）と契約し、通常の支払より割引（毎月実際の額より約 7. 5 % 減）を受けることが可能な「一括前払契約」を選び、「4 月から翌年 3 月までの 1 2 か月分の想定額」を毎年 4 月に口座引き落としにて支払を行っている。</p> <p>また、防犯協会の電気料支払については、秦野市の指定金融機関に開設した防犯協会の口座で引き落とししており、隔年 7 月に指定金融機関の変更（隔年 7 月）に伴い、その都度、防犯灯の事務担当者が東京電力 E P に対して、電気料金支払口座の変更手続を行ってきた。</p> <p>しかし、指定された電気料金引き落とし日を迎えたにも関わらず、口座変更手続を失念していたことから、これまで東京電力 E P との締結していた一括前払契約が自動的に解約となった。</p> <p>このため、令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの電気料金については、これまで一括前払契約の特典として付与されていた電気料金割引（約 7. 5 % 減）が適用されず、通常の月額料金によって支払った。</p>

## 2 関係課への報告

関係課	報告日	時間 ※24 時間表記	特記事項
文書法制課	令和3年4月16日(金)	13:30	
総合政策課	4月22日(木)	13:10	
財政課	4月22日(木)	13:15	
広報広聴課	4月22日(木)	13:30	
秘書課	4月22日(木)	13:45	
人事課	4月22日(木)	13:40	

## 3 外部機関対応

外部機関	報告等の有無	報告等の日時※24 時間表記
議会	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定有 <input type="checkbox"/> 予定なし	令和3年5月14日(金) :
報道機関	<input type="checkbox"/> 済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定有 <input type="checkbox"/> 予定なし	5月14日(金) :
警察	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 予定有 <input checked="" type="checkbox"/> 予定なし	月 日( ) :

4 時系列経過 ※何が（誰が）どうしたのか分かるように記述すること。

月日	時間 ※24 時間表記	内 容
平成 30 年 7 月		<p>防犯灯電気料の電気料金引き落とし口座については、隔年 7 月に変更することとなっており、平成 30 年は 7 月に中栄信用金庫からスルガ銀行に移行する必要があり、変更手続を済ませるべきであったが、当時の担当者が失念していた。</p>
平成 31 年 4 月初旬		<p>東京電力 E P から、平成 31 年度（令和元年度）電気料金の一括前払契約の請求に係る資料が送付されたが、口座が中栄信用金庫のままになっていることに気付き、即日、東京電力 E P に確認した。</p> <p>同社からの回答として、防犯協会による変更手続の遅滞から電気料金の支払が間に合わないため、今回に限り、納付書払で対応が可能との回答を得たことから、後日送られた納付書にて支払を済ませた。</p>
令和 2 年 4 月初旬		<p>平成 31 年 4 月初旬から令和 2 年 4 月初旬までの 1 年間、電気料金引き落とし口座の変更手続を失念した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応に時間が割かれている状況であり、おろそかとなった。</p>
令和 2 年 4 月 20 日		<p>東京電力 E P から、「一括前払契約解約のお知らせ」と題した通知を受け、本件を認知した。</p> <p>※ 一括前払い契約とは、毎年 4 月に、その年度の 12 か月分電気使用想定額を支払うことにより、実際より割安の使用料となる契約のことで、約 7.5 パーセント割引となる電気料契約</p>
4 月 20 日 (同日)		<p><b>くらし安心部長へ本件について報告</b></p> <p>電気料金一括前払契約の解約を受けてくらし安心部長に報告した。</p> <p><b>【くらし安心部長指示事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気料金の支払方法を元に戻せるよう、東京電力 E P と調整すること。</li> </ul>

4月22日	<p><b>東京電力E Pとの調整</b></p> <p>前記指示を受け、地域安全課長から東京電力E P（神奈川業務センター）へ電気料金の調整を図るべく電話にて問い合わせた。</p>
4月24日	<p><b>業務センター責任者からの連絡</b></p> <p>担当者から折り返しの電話があり、地域安全課長から電気料金支払額については、スルガ銀行の口座にあり（手元にあり）、支払可能な状況にあることから、期日の延長又は昨年度同様に納付書での対応が可能か否かを調整したが、「一括前払契約の解約は確定事項」「令和2度においては割引措置がなく、毎月の電気料金を月ごとに支払うこと」との見解は覆らないとの回答を得た。</p>
4月24日 (同日)	<p><b>くらし安心部長への報告</b></p> <p>東京電力E Pからの回答について部長へ報告した。</p> <p><b>【くらし安心部長指示事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内外に関わらず、迅速な報告体制を講じること</li> <li>・令和2年度における電気料金実績見込みについて調査すること</li> </ul> <p>地域安全課として、市から交付を受けている「防犯灯設置管理費補助金」において、その中で他の防犯灯維持管理経費の精査をしながら、令和2年度予算の流用等の検討を開始した。</p>
10月19日	<p>今回の経緯等及び令和2年度の電気料金の見込額について、内田副市長に報告した。</p>
10月23日	<p>今回の経緯等及び令和2年度の電気料金の見込額について、市長に報告した。</p>
11月6日	<p><b>防犯協会役員等へ本件について報告</b></p> <p>防犯協会役員及び理事の自宅へ訪問し、本件について報告を行った。</p> <p>また、その際、令和3年2月に開催予定であった理事会で再度報告することも申し伝えた。</p>

11月16日		<p><b>議員連絡会における市議会議員への報告</b></p> <p>内田副市長から、本件の事実発生について報告</p>
令和3年 1月6日		<p><b>令和3年度電気料金一括前払契約の申込申請</b></p> <p>あらためて、令和3年4月から一括前払の適用を受けるため東京電力E Pに対して申請を行った。</p>
1月27日		<p><b>令和3年度電気料金一括前払契約の申請確認</b></p> <p>防犯協会から、東京電力E Pに先日提出した申請について確認したところ、受理済みと説明があった。</p>
2月25日		<p><b>防犯協会役員等へ本件について報告（第2報）</b></p> <p>役員等に報告予定であった2月の防犯協会理事会が、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の措置期間に重なり、4月に延期することになったが、現況報告をするため、再度、役員及び理事に対し、書面報告を行った。</p> <p>また、令和3年4月27日開催の第1回防犯協会理事会において、支払額が確定していることが予想されるため、その際に報告することも申し伝えた。</p>
3月1日		<p><b>令和3年度電気料金一括前払契約の締結完了</b></p> <p>防犯協会から、東京電力E Pに一括前払契約の動向について確認したところ、締結処理が完了しており、4月から執行される旨の説明があった。</p>
4月1日		<p><b>令和3年度電気料金一括前払請求書の受理</b></p> <p>東京電力E Pから防犯協会宛てに、令和3年度の一括前払の請求額についての通知があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・19,845,700円（令和3年度予算範囲内）</li> </ul>
4月15日		<p><b>令和2年度防犯灯電気料金の年間支払額確定</b></p> <p>東京電力E Pから防犯協会宛てに、令和2年度最終月の請求額についての通知があり、令和2年度防犯灯電気料の年間支払額が確定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21,704,418円（令和2年度予算範囲内）</li> </ul>

4月19日	<p style="text-align: center;"><b>令和3年度防犯灯電気料金一括前払の支払完了</b></p> <p>東京電力E Pとの電気料一括前払再契約締結により、確定した令和3年度防犯灯電気料金の一括前払が完了した。</p>
-------	---

**5 原因・影響・今後の対応** ※公表の有無にかかわらず、公表文案として記述すること。

(1) 原因

防犯協会における防犯灯電気料金の支払は、口座引き落としで行っており、本市の指定金融機関に防犯協会の口座を開設している。

その指定金融機関が変更となった場合、東京電力E Pに対し、口座変更手続を行わなければならないが、それを失念していたことにより、引き落とし期日に支払えず、東京電力E Pから契約の解約を通知されたものの。

(2) 影響（被害・損失などの状況）

令和2年度の電気料は、令和元年度に支払った電気料金の一部が精算金として返金されたため、流用等によることなく、防犯協会の予算額の範囲内で支出することができた。

なお、本事案に係る影響額は、次のとおりとなる。

内 容	金 額
使用実績による令和2年度の電気料金	22,394,379円
一括前払契約による割引が適用された場合の電気料金（推計値）	20,714,859円
差 額	1,679,520円

※ 一括前払契約の電気料金割引率は、毎月の使用量により変動するもので、一括前払契約による割引が適用された場合の電気料金は推計値となる。

(3) 今後の対応

口座引き落としによる支払一覧表（振替口座、支払間隔など）及び定例的な支払に係る一覧表（支払方法、支払日など）を作成した。

これらの情報を防犯協会事務局全員で共有し、相互に確認することで、指定金融機関が変更された際の口座の変更手続や支出事務処理の漏れを防止する。